

第 2 農 業 編

解 説 7

XI 農業物価の部

農業における投入・産出の物価変動を測定するため、農業経営に直接関係のある物価を把握し、農業物価指数を作成するための農業物価統計調査結果から掲載した。

農業物価指数の作成に当たっては、農業の生産構造や農家の消費構造の変化を的確に反映させるため、5年ごとに基準時の改定を行っており、掲載した指数の基準時及びウエイトの算定年次は平成22年である。

1 調査方法

農林水産大臣が委託した民間事業者による調査員が調査対象に対する面接又は電話・FAXにより行った。

2 基準年次

平成22年（平成22年1月～12月）

3 ウェイト

指数の算定に用いるウェイトは、平成22年農業経営統計調査「経営形態別経営統計（個別経営）結果」の農業経営体（全国販売農家）1戸当たりの農産物品目別販売金額及び生産資材品目別支出金額から作成した。

4 算 式

ラスパイレス式（基準時加重相対法算式）を採用した。

$$I_t = \frac{\sum W_{oi} (P_{ti}/P_{oi})}{\sum W_{oi}}$$

I_t : 総合物価指数

W_{oi} : 基準時のウェイト

P_{ti} : 比較時の品目別価格

P_{oi} : 基準時の品目別価格

用語の説明

農産物価格指数	農業経営体（農家）が販売する個々の農産物の価格を指数化したものであり、類似した商品群ごとに11の類別にまとめて作成している。
農業生産資材 価格指数	農業経営体（農家）が購入する農業生産に必要な資材の小売価格を指数化したものであり、類似の商品群ごとに12の種類にまとめて作成している。

XII 農業産出額の部

農業生産の実態を価値額として把握した「生産農業所得統計」の結果から掲載した。なお、平成19年より市町村別の作成を中止した。

1 農業産出額

(1) 計算期間

平成25年1月から12月までの1年間。

ただし、暦年をまたがって生産される野菜、果実等は年産区分とした。

(2) 計算の対象

農業の範ちゅうで生産される農産物を計算の対象としているが、「農業サービス業」は計算の対象から除外した。

なお、「しいたけ」は林業生産物とみなし、計算の対象としていない。

(3) 推計方法

都道府県を推計単位とし、生産された農産物の価値額を、農産物の生産量及び価格に関する諸統計等を用いて推計した。

農業産出額 = Σ (品目別生産数量 × 品目別農家庭先販売価格)

ただし、品目別生産数量は、収穫量から自都道府県内で再び農業へ投入される中間生産物（種子、飼料など）の数量を控除した数量、品目別農家庭先販売価格は、農業物価統計、卸売市場統計等を用いて推計した価格に、農産物の販売に伴って交付される各種奨励補助金等を加えた価格とした。

2 生産農業所得

生産農業所得は、農業産出額に農業経営統計調査の経営形態別経営統計及び営農類型別経営統計から算出した当該都道府県の所得率を部門別に乘じ、経営所得安定対策における各種交付金、中山間地域等直接支払交付金並びに水田・畑作経営所得安定対策（収入減少影響緩和対策）等を加算して算出した。

用語の解説

米		玄米、くず米等
雑	穀	そば等
い	も	かんしょ、ばれいしょ
花	き	切り花、球根、鉢ものの類、花き苗類、花木類等
工	芸農作物	さとうきび、てんさい、こんにゃくいも、葉たばこ、茶（生葉）、い等
その	他作物	庭園樹苗木、街路樹苗木、山林用苗木等、植物生長（みかん、りんご、ぶどう、かき、茶等）
乳	用牛	生乳、乳用牛、乳廃牛
鶏		鶏卵、ブロイラー、廃鶏等
その他	畜産物	馬、軽種馬、はちみつ、うずら卵等
加工	農産物	かんぴょう、干がき、かんしょ切干、荒茶、畳表等